

事務連絡
令和3年4月5日

各所属長様

契約検査課長

市発注工事における前払金の使途拡大の継続について

市発注工事における前払金（請負代金額 500 万円以上の契約を対象）について、平成 28 年度以降、使途を拡大する特例を実施しているところですが、令和 3 年度についても、下記のとおり特例を継続します。

1 前払金の使途拡大の内容

昨年度までと同様に、これまでの範囲に加え、払い出された前払金額の 100 分の 25 以内の額を当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができます。

2 適用対象

平成 28 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金（中間前払金は対象外）で、令和 4 年 3 月 31 日までに払出しが行われる場合に適用されます。

3 契約に関する取扱い

(1) 令和 3 年度発注工事について

当該特例に対応した契約書を配付します。

(2) 平成 28 年度～令和 2 年度発注工事について

平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに請負契約を締結した工事のうち、令和 3 年度に前払金の払出しを行う工事については、発注者と受注者とが協議の上、変更契約を行った場合に当該特例を適用することが可能となります。

4 工事担当課へのお願い

上記 3 (2) の特例の適用について受注者から申出がなされた場合には、工事打合簿により協議の上、変更契約の手続を進めるよう御留意願います。

問合せ先

財政部契約検査課

担当：佐々木（内線 3456）